

社会福祉 受験資格取得（見込み）確認書

受験番号 _____

氏名 _____

生年月日（和暦） _____

該当する証明書類に☑（チェック）し、第二次試験筆記試験日当日に持参してください。

1. 社会福祉主事の任用資格を取得見込みの場合

- 大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上履修し、卒業することにより、社会福祉主事の任用資格を取得見込み

証明書類 ※次の①及び②のいずれも証明できる書類が必要です。

- ① 大学等を卒業する見込みであることが証明できる書類（卒業見込証明書等）
② 社会福祉主事任用資格の取得に必要な単位を取得見込みであることが証明できる書類（成績証明書等）

※ 該当する3科目の科目名を記載してください（3科目以上ある場合いずれか3科目）

1. () 2. () 3. ()

- 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了することにより、社会福祉主事の任用資格を取得見込み

証明書類 上述の養成機関等が発行する修了見込証明書

- 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得により、社会福祉主事の任用資格を取得見込み

証明書類 ※次のいずれかの書類が必要です。

- 国家試験受験資格取得（見込み）証明書
 上記以外の証明書類 ()

2. 社会福祉主事の任用資格を取得している場合

- 大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上履修し、卒業したことにより、社会福祉主事の任用資格を有する

証明書類 ※次の①及び②のいずれも証明できる書類が必要です。

- ① 大学等を卒業したことが証明できる書類（卒業証明書等）
② 社会福祉主事任用資格の取得に必要な単位の取得が証明できる書類（成績証明書等）

※ 該当する3科目の科目名を記載してください（3科目以上ある場合いずれか3科目）

1. () 2. () 3. ()

- 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得により、社会福祉主事の任用資格を有する

証明書類 登録証の原本及びコピー

- 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了したことにより、社会福祉主事の任用資格を有する

証明書類 上述の養成機関等が発行した修了証書の原本及びコピー

3. 証明書類に記載されている氏名が旧姓の場合

証明書類 現在の姓に変わったことを証明できる書類（戸籍抄本等）

※受験資格取得（見込み）確認書を第二次試験筆記試験日当日に提出されない場合は、受験できません。

※証明書類を第二次試験筆記試験日当日に持参できない場合は、堺市人事委員会事務局任用係まで連絡してください。

(TEL 072-228-7449)

※証明書類のコピーを提出する場合は、A4サイズのコピー用紙（白色普通紙）に印刷のうえ、右上に黒色ボールペン（文字が消せるボールペンは不可）で受験番号と氏名を記入してください。原本がA4サイズでない場合も、印刷倍率を設定し、A4サイズで印刷してください。

※登録証等の原本以外の提出書類は、一切お返ししません。